

Q 3

**障がいのある子どもと、周りの子どもが
一緒に学べる環境をつくりたい。**

障がいのある子どもと周りの子どもが、その関わり合いの中でそれぞれの個性や違いを認め合うことが、互いの成長につながります。「ともに学び、ともに育つ」学級づくりをめざしましょう。

A1 障がいのある子どもの理解を深めましょう。

障がいのある子どもについては、教職員が本人や保護者のニーズを把握し、どのような支援が必要なのかを見極めることが大切です。障がいの特性や家庭での状況を十分に理解し、子どもの個性やよさを最大限伸ばすよう努力しましょう。また学校全体で障がいのある子どもの理解を進め、一貫性のある対応をしましょう。

A2 保護者の思いや願いを大切にしましょう。

障がいのある子どもの保護者は子育てに悩んだり、迷いを感じたりしていることがあります。相談できる人がいない、子育ての苦労がわかってもらえていない、と感じている場合もあるでしょう。保護者の思いや願いをしっかり受けとめましょう。

学校での子どもの様子などについては、保護者にわかりやすく伝える工夫をしましょう。保護者からの質問や相談、苦情などにも迅速で誠実な対応を心がけましょう。

A3 周りの子どもの成長を支援しましょう。

子どもたちがお互いに理解し、助け合って「ともに学び、ともに育つ」ことを実感できることが重要です。

そのために、障がいのある子どもを中心にした集団づくりを進め、具体的な活動の場面でどう行動すればよいかを子どもたち自身が考えることも大切です。自分たちが主体的に考えることで、仲間としての関わりが強くなります。

このような取組みを通して、障がいのある子どもと周りの子どもが人権感覚を高め、身近な課題を解決できる実践的な行動力を身に付けて成長していくのです。

A4 高校に在籍する発達障がいのある生徒について理解を深め、学校全体での支援体制を構築しましょう。

府立高等学校では、発達障がいのある生徒たちも学んでいます。そのような生徒たちが、安心して学ぶことができる環境を整えることが大切です。時として、教職員が「困った生徒」と感じるがありますが、一番困っているのは生徒であるということを忘れてはなりません。教職員が、生徒に寄り添う気持ちで接することが、安心して学ぶことができる環境づくりのスタートです。

平成26年度から全府立高校で実施している「高校生活支援カード」は、高校が生徒の個々の状況や教育的ニーズを把握するために、入学時に保護者の協力のもとに作成します。さらに、入学後に授業や学校生活等のさまざまな学習活動を通して、教職員がていねいに生徒の状況を把握することによって、生徒の状況に応じた適切な指導・支援につながります。授業においては、教材教具の工夫や板書の工夫、視覚的な支援を含んだ複数の提示方法を用いるなどの工夫が、わかる授業につながります。

そのためには、教職員の理解促進のための校内研修の実施、生徒情報の共有、生徒や保護者が安心して相談できる窓口の設置等、学校全体での取り組みを進めることが重要です。

また、評価にあたっては、評価のあり方や評価の方法を生徒の障がいの状況に即して検討するとともに、指導の目標に照らして生徒の変容を多角的、総合的に評価することが必要です。

〈ポイント〉

○ 十分な教職員の理解

まず教職員が障がいのある子どもについて十分理解することが必要です。その上で周りの子どもに伝えるようにしましょう。

○ 学校全体でのサポート体制の確立

学年会や校内委員会などで定期的に子どもや学級の様子を報告して情報を共有し、組織として支援体制を確立することが重要です。また、緊急時を想定し、報告・連絡・相談（ほう・れん・そう）のシステムを確認しておきましょう。

○ 支援教育コーディネーターの活用

小・中・高等学校には支援教育コーディネーターがいます。障がいのある子どものことを相談すれば、具体的な指導・支援の方法等に関する情報が得られる他、校内の委員会などで取り上げて、学校全体として対応するようにしてもらうことが可能です。

★CHECK①★

①大阪府教育センター 支援教育ページ(教材・資料等)

https://www.osaka-c.ed.jp/matters/specialneeds_top.html

②「みつめよう一人ひとりを」(大阪府教育センター 令和6年(2024)3月改訂版)

https://www.osaka-c.ed.jp/matters/specialneeds_files/mitumeyou.html

障がいのある子どもの障がいの状態や発達の段階を把握することや、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援のヒントが得られます。

- ③「大阪府立高等学校における通級による指導について」(大阪府教育庁 令和6年〔2024〕4月)

https://www.pref.osaka.lg.jp/o180030/koto_kaikaku/koukou-tsukyu/index.html

平成30年度から制度化された府立高等学校における「通級による指導」についてまとめています。

- ④「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」

(文部科学省 平成24〔2012〕年7月)

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm

- ⑤「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(文部科学省 令和3年6月)

https://www.mext.go.jp/content/20210629-mxt_tokubetu01-000016487_01.pdf

- ⑥『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律』について～『ともに学び、ともに育つ』学校づくりをめざして～(府立学校教職員 研修用資料第5版)」(大阪府教育庁 令和6年4月改訂)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180020/jinkenkyoiku/syougaisyasabetukai/index.html>

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(令和6年4月1日改正法施行)は、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人と障がいのない人がともに生きる社会をつくることをめざしています。公立学校を含む行政機関等では、障がいを理由とした不当な差別的取扱いが禁止され、また、障がい者に対して合理的配慮をしなければならないと定められています。

この研修用資料は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を府立学校の教職員に十分に理解していただくことを目的に、作成しており、これには、(1)障がいを理由とした差別的取扱いとは、(2)合理的配慮とは、(3)合理的配慮の検討に当たって留意すること等を記載しています。学校で合理的配慮を検討する際には、この研修用資料を参考に、教職員と障がいのある子ども及びその保護者が、互いに理解し合うことを心がけながら、丁寧に話し合ってください。

大阪府ではこれまでも、共生社会の実現に向けて、障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実を図り、すべての子どもが互いを尊重し高め合える「ともに学び、ともに育つ」教育を進めてきました。「障害者差別解消法」と、大阪府が進めてきた「ともに学び、ともに育つ」教育がめざすものは同じです。これまでの取組みを大切にしながら、各学校で「障害者差別解消法」に則った適切な対応を行い、大阪府がめざしてきた共生社会の実現に向けての取組みを一層進めていきましょう。

- ⑦「人権教育リーフレット」シリーズ(大阪府教育センター)

https://www.osaka-c.ed.jp/matters/humanrights_files/leaflet/page.html

上記⑥の研修用資料のダイジェスト版として作成したリーフレットです。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の内容の確認等に活用してください。また、「ともに学び、ともに育つ」教育の経緯や、共生社会の実現に向けて学校でできること、障がいのある子どもの進路選択と支援の在り方等について分かりやすくまとめています。(パスワードが必要です。)

- ⑧『通常の学級における発達障がい等支援事業』実践研究のまとめ～すべての子どもにとって『わかる・できる』授業づくり～」(大阪府教育委員会 平成27〔2015〕年6月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180080/shochugakko/tsujo/index.html>

★CHECK②★

- ①『『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために』(大阪府教育委員会 平成 25[2013]年 3 月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180080/shochugakko/tomonimanabi/index.html>

- ②「ともに学び ともに育つ 一貫した支援のために 支援をつなぐ『個別の教育支援計画』の作成・活用」

(大阪府教育委員会 平成 28[2016]年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/35647/ikkannsitasienn.pdf>

上記のリーフレットと冊子は、障がい者を正しく理解し、支援していくためのポイント、「ともに学び、ともに育つ」学校づくりのための体制づくりや個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用など、これから進めようとする支援教育の大切な考え方や事例がたくさん記載されています。

- ③「高校で学ぶ発達障がいのある生徒のための 明日からの支援に向けて」

(ジアース教育新社刊 大阪府教育委員会編著 平成 24[2012]年8月)

文部科学省委託事業「高等学校における発達障害支援モデル事業」におけるモデル校の取り組み成果をもとに、高等学校の教職員が、日常の教育活動におけるさまざまな場面において、発達障がいのある生徒に対し、適切な指導と支援を行う上で役立つように編纂しています。

- ④「高校で学ぶ発達障がいのある生徒のための 共感からはじまる『わかる』授業づくり」

(ジアース教育新社刊 大阪府教育委員会編著 平成 24[2012]年8月)

高等学校で学ぶ発達障がいのある生徒への指導・支援が重要となっている中、授業のユニバーサルデザイン化の観点から、発達障がいのある生徒を含めたすべての生徒にとって「わかる」授業づくりをテーマに研究を進め、その成果をとりまとめた授業に活かせるように編纂しています。

- ⑤「高校で学ぶ発達障がいのある生徒のための 社会参加をみすえた自己理解～『よさ』を活かす指導・支援～」

(ジアース教育新社刊 大阪府教育委員会編著 令和2[2020]年9月)

発達障がいのある生徒の「社会参加」をテーマとして、高校卒業後の進路先での困りの軽減や、必要に応じて周囲に適切な支援を求める力の育成をめざし、生徒の自己理解の促進と、自尊感情や自己肯定感を大切にしたい指導・支援について、理論編、事例編、資料編の3部構成で編纂しています。

- ⑥「発達障がいについて 保護者の理解を促進するために」(大阪府教育委員会 平成 30[2018]年 3 月改訂)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/35647/h29hattaturikai.pdf>

発達障がいについての保護者の理解を促す上での留意事項や支援教育の視点を踏まえた学校づくりについてまとめています。具体的な事例を挙げながら、指導・支援や保護者理解を深めるためのポイントを記載しています。

- ⑦『『ともに学び、ともに育つ』支援教育の視点を踏まえた学校づくり～支援教育の視点を踏まえた学校経営のあり方について～』(大阪府教育庁 平成 31[2019]年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180060/shienkyoiku/shienkyoikunositen/index.html>

この冊子では、文部科学省委託事業「特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業」における研究指定校での実践事例を紹介するとともに、各校に共通する課題から支援教育の視点を踏まえた学校経営を構築するためのポイントをまとめ、提案しています。

- ⑧「令和7年度 初任者・新規採用者研修の手引 2025-26」(大阪府教育委員会 令和7[2025]年3月)

https://www.osaka-c.ed.jp/category/training/r07/syonin_tebiki.html

この冊子には、支援教育のヒントがたくさんあります。大阪府における支援教育の取り組みについてⅡ-【11】-(2)、インクルーシブ教育システムの構築に向けてⅡ-【11】-(4)-イを参考にしましょう。

★CHECK③★

高校生活支援カード及び高校版個別の教育支援計画について(大阪府教育庁高等学校課ホームページ)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180040/kotogakko/seishi/seikatusiken.html>

高校生活支援カードの作成と活用マニュアル、様式、多言語版(英語、中国語、韓国朝鮮語、フィリピン語、ベトナム語、スペイン語、ポルトガル語、タイ語、インドネシア語、アラビア語、ロシア語、ウルドゥー語、ネパール語)、平成25年度に先行実施したモデル校11校の様式、大阪府立高等学校個別の教育支援計画の様式が掲載されています。高校生活支援カードの作成が、個別の教育支援計画の作成のはじまりとなり、カードの内容をもとにして、個別の教育支援計画の記載をすることができます。

★CHECK④★

「安全で安心な学校づくり 人権教育COMPASS」シリーズ (大阪府教育センター)

「障がいのある生徒の理解と仲間づくり」では、支援学校と高等学校の交流活動や高等学校における仲間づくり・障がい者理解等について掲載しています。

★CHECK⑤★

①「精神障がいについての理解を深めるために」(大阪府教育委員会 平成20〔2008〕年5月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180080/shochugakko/syougaiyouiku/index.html>

精神障がいについての知見、当事者の思いについて学ぶことのできる資料、学校などでの実践事例や教材をまとめています。

②「大阪府福祉教育指導資料集『ぬくもり』 ～思いやりを行動へ～」(大阪府教育委員会 平成22〔2010〕年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180080/shochugakko/nukumori/index.html>

障がいなどに関する児童・生徒の理解が表面的にとどまるのではなく、障がい者や高齢者などとの出会いや体験活動などを通して、学んだことが自分の身近にいる障がいのある仲間や高齢者などへの理解、思いやりや行動につながるような今日的な課題に取り組んだ指導事例(例えば「みんなちがっていいんやなあ～支援学級との交流及び共同学習～」等)に、福祉教育の実践に向けたポイントや社会福祉協議会との連携のあり方なども加えて、活用しやすいように工夫しています。

◆参考資料◆ 「人権教育啓発映画『ステップ』」(大阪府教育委員会 平成17〔2005〕年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180090/chikikyoiku/jinnkenkyoikukeihatu/index.html>

この映画は、障がいのある女性が自分の生き方を見つけていく中で、まわりの人々がその女性の障がいについて正しく理解するようになる姿を通して、障がい者と共生する社会の実現について考えるきっかけとなるものです。教職員研修やPTA研修等で活用いただけます。

【補足と発展】

教職員と保護者、保護者どうしの信頼・協力関係も大切です。そのためには、学校での様子が保護者にもわかりやすく伝わるような配慮が必要です。学級通信で子どもたちの様子を伝えたり、学級懇談会などで保護者どうしが話のできる機会を設けたり、学校参加の場面を増やすなどの工夫をしましょう。

以下の◆は内容を説明したもの、◎は本文を引用したものです。

〈人権教育推進プラン〉(大阪府教育委員会 平成 30〔2018〕年3月改正)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180020/jinkenkyoiku/houshin/index.html>

- ◆ 『教育を受ける権利の保障』として、障がい者の「完全参加」、「ノーマライゼーション」の理念のもと社会に参加できる機会が平等に確保されることが重要であり、「障がいのある人と障がいのない人がともに学ぶインクルーシブ教育システムの構築が求められている」と言及し、「障がいのある子どもがその可能性を最大限に伸ばし、将来、自らの選択に基づいて生活を送ることができるよう、きめ細かな教育を推進する。その際、障がいのある子どもと障がいのない子どもが「ともに学び、ともに育つ」ことの意義を十分踏まえ、交流及び共同学習を積極的に推進する。また、障がいのある子どもを学校全体で受け止めるとともに一人ひとりの障がいの状況に応じた教育が行えるよう、適切な合理的配慮を提供し、全ての学校における教育及び教育環境の充実を図る。」と結ばれている。〔1－(3)－イ〕

文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm

- ◆ 年間指導計画充実のための留意点において、「[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができる児童生徒の育成のため、次のような力や技能を総合的に培うことができるよう、関連のある教育活動との結びつきを考える。」として以下の3つを挙げている。
 - * 他の人の立場に立ってその人に必要なことやその人の考えや気持ちなどが分かるような想像力や共感的に理解する力
 - * 考えや気持ちを適切かつ豊かに表現し、また、的確に理解することができるような、伝え合い分かり合うためのコミュニケーションの能力やそのための技能
 - * 自分の要求を一方的に主張するのではなく建設的な手法により他の人との人間関係を調整する能力及び自他の要求を共に満たせる解決方法を見いだしてそれを実現させる能力やそのための技能
- 〔実践編 I－2.－(2)〕
- ◎ 人権教育を進める際には、教育内容や方法の在り方とともに、教育・学習の場そのものの在り方がきわめて大きな意味を持つ。このことは、教育一般についてもいえるが、とりわけ人権教育では、これが行われる場における人間関係や全体としての雰囲気などが、重要な基盤をなすのである。〔第 I 章－1.－(5)〕
- ◎ 施設の訪問等を通じ、高齢者や障害者をはじめ様々な人々と触れ合うことで、人権課題に対する理解をより一層深め、豊かな人権感覚を育むことができる。〔第 II 章－第 1 節－3.－(2)〕
- ◆ 「校種間の協力と連携」の重要性について説明されている。〔第 II 章－第 1 節－3.－(3)〕